

令和6年6月14日

第2回片品村議会会議録

利根郡片品村

令和6年第2回片品村議会定例会会議録第2号

議事日程 第2号

令和6年6月14日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員長視察報告
- 日程第 3 陳情第 1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 4 議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 発委第 2号 片品村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 発議第 2号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 発議第 3号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 9 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員長視察報告
- 日程第 3 陳情第 1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 4 議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 発委第 2号 片品村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 発議第 2号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 発議第 3号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 9 字句等の整理委任について

会議録 1 号用紙

片品村議会会議録		第 2 日
令和 6 年 6 月 1 4 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	(出席)
第 2 番	小柳 紀一	(出席)
第 3 番	萩原 和典	(出席)
第 4 番	萩原 正信	(出席)
第 5 番	狩野 孝夫	(出席)
第 6 番	北澤 佳子	(出席)
第 7 番	星野 吉弥	(出席)
第 8 番	千明 勉	(出席)
第 9 番	後藤 眞平	(出席)
第 1 0 番	高山 悦夫	(出席)
第 1 1 番	星野 栄二	(出席)
第 1 2 番	飯塚 美明	(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	梅 澤 康 明
住 民 課 長	須 藤 錦 作
保 健 福 祉 課 長	鎬 木 勲
農 林 建 設 課 長	中 村 学
むらづくり観光課長	狩 野 久 良
教育委員会事務局長	星 野 孝 行
会 計 管 理 者	星 野 照 子

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 竹 篤 保
主 任	狩 野 真 里 恵

議長（萩原正信君） 本日の会議を開きます。

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番 星野栄二君及び12番 飯塚美明君を指名します。

日程第2 特別委員長視察報告

議長（萩原正信君） 日程第2、特別委員長視察報告の件を議題とします。

本件について、特別委員長の報告を求めます。

むらづくりに対する特別委員会委員長、飯塚美明君。

（特別委員長 登壇）

むらづくりに対する特別委員長（飯塚美明君） むらづくりに対する特別委員会行政視察報告。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和6年5月9日から10日までの2日間で、視察の場所は、長野県高山村及び塩尻市です。

視察の目的は、（1）ワイン用ぶどう栽培の産地化について、（2）サンサンワイナリーの取組についてです。

次に、視察の概要ですが、まず（1）ワイン用ぶどう栽培の産地化についてです。

高山村は、人口7,000人のリンゴやぶどうなど果樹栽培が盛んな村です。近年、村を一躍有名にしたのは約60ヘクタールの畑で生産される高品質なワイン用ぶどうを使ったワインが2016年の三重県で開催された伊勢志摩サミットで提供されたことです。2005年、3ヘクタールでワイン用ぶどう栽培が始まり、2022年には64ヘクタールまで拡大し、栽培に取り組む生産者は35人となり、3分の2が村外からの移住者です。ワイン特区の認定を受け、2015年に村内初のワイナリーができ、現在6つのワイナリーが操業しています。

高山村の農業の課題は、片品村と同様、農業後継者不足、農業従事者の高齢化による荒廃農地の増加です。高山村では、その荒廃農地を活用して、高齢者でもでき、かつ付加価値の高いワイン用ぶどう栽培に着目をしました。ワイン用ぶどう栽培は、垣根仕立てで栽培するため脚立に登る作業がない、1人で管理できる栽培面積は、リンゴ農家は1人30アール程度、ワイン用ぶどうは1人2.5ヘクタールまで管理できます。リンゴの栽培、

出荷にかかる経費は、売上げの6割と言われていますが、ワイン用ぶどうの経費率は3から4割です。村当局もワイン用ぶどう栽培を支援、長野市内に建設会社が設立した「農業生産法人」と「ぶどう研究会」、「高山村」の3者で栽培協定を結び、村内の荒廃農地を整備して8.5ヘクタールの圃場でぶどうの栽培方法や新規参入者に対する研修を行っています。

集落から外れた場所の耕作放棄地が多くを占め、その持ち主をまとめぶどう畑とし、見渡す限り一面のぶどう畑は、村の景色や印象を大きく変え、魅力的な村へと変え、村内を移動しても耕作放棄地を目にすることはありませんでした。

この視察で中心となりました高山ワイナリーの周りには、耕作放棄地であった10ヘクタールの畑がワイン用ぶどう畑になっていて、その中心にワイナリーがあり、年間70トンのワインを製造しています。ここは高山村のワイン作りの中心で、組合員13名が運営をしています。現地では、芽かき、消毒、肥料、垣根仕立ての仕立て方などの指導、ワイナリー工場設備を見学し、ワイン作りについて多くの指導をいただきました。

次に、(2)番、サンサンワイナリーの取組についてです。

2013年、社会福祉法人サンビジョンは、塩尻市から依頼され、荒廃農地2ヘクタールを2年間かけて開墾、ワイン用ぶどう畑にし、地域の障害者就労支援施設として、圃場管理の分野で障害者が働く農福連携を進めています。

2015年に、年間6万本製造できるワイナリー設備を造り、2015年に初ヴィンテージで販売を開始しました。このぶどう園でも、消毒や垣根仕立ての工法等について指導を受け、工場内を見学し、ワイン作りに対する熱心な取組について講義を受けました。

美しいぶどう畑を眼下に、遠くに北アルプスを一望できるレストランを併設し、テレビ等で見るヨーロッパのワイナリー風景に似たこのワイナリーは、立ち寄りたくなる魅力的なワイナリーです。

視察の結果ですが、増え続ける耕作放棄地対策は、民間と村当局が一緒に取り組むことが必要であり、行政は国・県の補助金を利用できますが、資金力の乏しい民間ではやれることに限界があるというふうに思いました。

以上で、むらづくりに対する特別委員会行政視察報告を終わります。

議長（萩原正信君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで特別委員長の報告を終わります。

日程第3 陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書

の提出を求める陳情書

議長（萩原正信君） 日程第3、陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

陳情第1号について、委員長の報告を求めます。

総務観光常任委員長、小林政彦君。

（総務観光常任委員長 登壇）

総務観光常任委員長（小林政彦君） 委員会の審査結果を報告いたします。

総務観光常任委員会に付託されました陳情第1号についてです。

審査報告書の2、審査の経過及び意見をご覧ください。

2023年10月のハマスによるイスラエルの大規模攻撃に端を発したイスラエルの報復措置は一般市民を無視し、国際人道法のあらゆる基準を無視した形で現在も続いており、既に3万3,000人以上が犠牲になり、そのうち1万4,000人が子どもという異常な状況です。双方の自衛権の尊重や人質の早期解放はもとより、今すぐ一般市民の犠牲を止めるべく停戦の呼びかけと死傷者や難民の救済が必然であり、世界でも停戦を求める声が高まっており、国内でも多くの地方自治体が停戦を求める決議を採択しているので、当議会でも同様に決議し、意見書の提出をお願いしたいというものです。

6月12日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

ガザ地区では、病院や学校は攻撃しないといた国際人道法の基準を無視した攻撃が現在も続いており、ガザ地区保健省及び国連の発表では、既に3万5,000人以上が犠牲になっているようです。こうした危機的状態を憂慮するとともに双方が国際法を重視し、即時停戦と平和に向け直ちに行動することが望まれています。

しかしながら、事の発端が2000年以上も前の人種対立から始まったパレスチナ問題であり、我々の知識の範囲を超えた問題であること、また村の権限外である外交問題に関する決議を行うことや、意見書を国に対して提出するには慎重な配慮が必要であるという意見でした。

以上のような審査結果を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第1号については趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（萩原正信君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は、趣旨採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第4 議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）について

議長（萩原正信君） 日程第4、議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 発委第2号 片品村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第5、発委第2号 片品村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議員定数及び議員報酬を検討する特別委員会委員長、小林政彦君。

（議員定数及び議員報酬を検討する特別委員長 登壇）

議員定数及び議員報酬を検討する特別委員長（小林政彦君） 発委第2号 片品村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

議員定数及び議員報酬につきましては、去る3月15日の議会定例会において、議員定数及び議員報酬を検討する特別委員会を設置していただき、その後、3回ほど特別委員会を開催し、協議を進めてまいりました。

現在、片品村の議員定数は12人ですが、近隣町村と比較しても、村の人口から見ても多いものと承知しております。議事機関として、二代表制の一翼を担う議会は、様々な民意を村政に反映させるため、そして執行機関である当局の事務執行についてのチェック機能を十分に果たすためには、一定の議員数が不可欠であるということは言うまでもありません。

しかしながら、議員を12人としなくても、各々が積極的に調査研究や意見交換を行い、政策の立案及び提言等を行うことで十二分に対応できると考えます。

このような考えの元に、特別委員会で様々な議論を交わした結果、片品村議会の定数については、9人を妥当とし、議員報酬につきましては、その定数をもって「片品村特別職報酬等審議会」において、ご審議いただきたいとの結論に至りました。政治は決断力と実行力、そして何よりもスピードが大事だと思っておりますので、この際、議員定数を12人から9人に削減するということを提案いたします。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するというものであります。

以上のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、発委第2号 片品村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 片品村議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第2号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第6、発議第2号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番、飯塚美明君。

（12番 飯塚美明君登壇）

12番（飯塚美明君） 発議第2号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

政府の第33次地方制度調査会による議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきとの提言を受けて、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が成立し、関連する手続のオンライン化に対応するなど、標準町村議会委員会条例の改正が行われたため、当村でも手続の一部をオンライン化に対応できるように、委員会条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

第5条の改正は、字句の整理に伴うものです。

第13条の2は第3項までありますが、所定の事情により委員会に出席できない議員がいる場合は、オンラインによる方法で委員会を開催することができるという内容を加えたものになります。

第18条の改正は、オンラインで開会する委員会は秘密会の対象外とすること。

第22条の改正は、公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出を電子メール等のオンラインによる投稿でも可能とする規定となります。

第26条の改正は、許可された場合は公述人が文書で意見を陳述できますが、この文書にタブレット端末等の「電子情報処理組織を使用する方法」を加えるものです。

第27条の改正は、委員会の会議録の電子化における署名等の規定を加えるものであります。

附則については、施行期日を令和6年7月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、発議第2号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第3号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について

議長(萩原正信君) 日程第7、発議第3号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番、飯塚美明君。

(12番 飯塚美明君登壇)

12番(飯塚美明君) 発議第3号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を申し上げます。

委員会条例の一部改正と同様、関連する手続のオンライン化等に対応するなどの標準町村議会会議規則の改正が行われたため、当村でも会議規則の一部改正をお願いするものがございます。

内容について説明させていただきます。

目次中にありますのは、条文の追加に伴う字句の整理です。

第9条から第103条までの改正については、それぞれ時代に即した内容に改正するものがございます。

第129条の2は会議規則で規定されている文書等のデジタル化、オンライン化に対応するための条文の追加となりますが、第1項は会議規則で規定されている通知をタブレット等の電子処理組織を使用する方法で行うことができるようにするものがございます。

第2項は、オンラインで通知を受ける者がその旨の意思表示をする場合に限り、タブレット等を使用する方法で行うことができるという内容のものであります。

第3項は、オンラインにより通知された文書についても会議規則の規定が適用されることとなるものです。

第4項は、オンラインで行われた通知の到達時期について定めるものであり、当該通知を受ける者のタブレット等に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなすことを定めるものです。

第5項は、通知のうち、署名、連署することが規定されているものをオンラインで行う場合は、氏名や名称を明示する措置を議長が定めるものに代えることができるというものでございます。

第6項は、オンラインによる通知をするもので、対面による本人確認、原本確認の必要があるなどの取扱いをせざるを得ない正当な理由がある場合に限り部分的なオンラインを認めることを定めるものであります。

第129条の3は、文書等を電磁的記録により作成し保存することについての規定であり、これによって会議録等の電子化が可能となるものであります。

第2項は、電磁的記録による作成等についても、本来の文書等により行われたものとみなして会議規則の規定を適用することを定めるものであります。

附則については、委員会条例と同じく施行期日を令和6年7月1日とするものです。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、発議第3号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 片品村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続調査申し出について

議長（萩原正信君） 日程第8、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9 字句等の整理委任について

議長（萩原正信君） 日程第9、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

議長（萩原正信君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日に開会されました第2回定例会が、全ての案件を議了し、ここに閉会の運びとなりました。会期中、議員の皆様方には、熱心に審議を重ねていただき、厚く御礼を申し上げます。

また、執行部の皆様には、審議のためにご協力を賜り、心から感謝申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、閉会後におきましても諸行事や委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、まもなく迎える梅雨の鬱陶しい折柄、健康には十分に留意され、ますます御活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

議長（萩原正信君） この際、村長から挨拶の申出がありますので、許可します。

村長、梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、6月7日から本日までの8日間、条例の一部改正、規約の変更、工事請負契約、専決処分の承認、固定資産評価員の任命、一般会計の補正予算などについて慎重にご審議いただき、全ての議案についてご認定をいただき、誠にありがとうございました。

この間の本会議及び各委員会において賜りました貴重なご意見やご提案、ご指導は、今後の行政執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと考えております。

さて、山々の緑が色濃くなってまいりましたが、本村と埼玉県蕨市との間で締結した協定により実施する花咲地内での「カーボンオフセット事業」、そして今月29日に旧武尊牧場スキー場内で開催される「第77回群馬県植樹祭」、さらに本村も出資を予定し、既に環境省への補助事業申請を済ませて、その認可の判断を待っているバイオマス発電による新電力事業など、「片品村5つのゼロ宣言」の1つである「森林資源の活用・再生可能エネルギーの推進を図る」という分野での気運が高まりを見せております。

尾瀬かたしなゼロカーボンパークの取組も併せて、脱炭素化を図り、サステナブルな村づくりや観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様から応援をいただきました利根沼田の消防ポンプ操法競技会では、本村代表の第3分団が平成2年以来となる県大会への出場を決め、さらに昭和59年に続く2度目の全国大会出場を目指しております。

また、各方面から要望や提案がありました村全体の夏祭りイベントも、日程や会場がほぼ決まり、明るい話題も多くなってきておりますが、国際情勢等による諸物価の高騰が続き、農業をはじめ観光業、その他様々な業種において大変なご苦労をされているとご推察いたします。

国の臨時交付金を活用した給付金事業に加え、村独自の支援事業なども実施して参りますので、各事業の実施にあたりましては、議員皆様の更なるご指導ご協力をぜひお願いいたします。

梅雨入りが例年より遅れてはおりますが、これからしばらくは天候不順な日々が続くと思われまます。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、議会活動にご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（萩原正信君） 以上で会議を閉じます。

令和6年第2回片品村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 篠原正信

片品村議会議員 星野栄二

片品村議会議員 飯塚美明